破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３２５９号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番７―604号
破産者　川添エミ子
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６８号
福岡市城南区松山１丁目15―３エンゼルハイツ松山302号、前住所福岡市早良区四箇田団地17番408号
破産者　溝田　好将
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１号
相模原市中央区東淵野辺５丁目13番10―307号
破産者　山田　朗弘
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１６号
福岡市博多区板付５丁目７番67号
破産者　中嶋　　実
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４７号
福岡市博多区対馬小路13番35―1206号　沙都和ＢＬＤＧ
破産者　韓　　昌憲
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３７４号
福岡県福津市光陽台５丁目10番地の５、前住所福岡県宗像市池浦６番地174
破産者　永井　研一
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９３号
宮城県柴田郡村田町大字村田字小池20番地62コーポ鈴木Ⅵ201号室、開始決定時の住所仙台市泉区南中山２丁目31番地の９
破産者　松崎　康行
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１―４―９―９
破産者　芳賀沼　勇
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
神奈川県川崎市高津区溝口５―24―12　012ＤＯＺＥＮ、開始決定時の住所福島県いわき市鹿島町米田字塙22番地の29
破産者　内山　雅博
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１５９号
埼玉県八潮市大字２丁目217番地２
破産者　大山　　博
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
三重県津市高茶屋小森上野町1271カーサＮＣ105、住民票上の住所京都府城陽市富野池ノ内73番地の15
破産者　大森　庄司
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
相模原市南区相武台２丁目２番３号　ノーブルハイツ206山川方
破産者　大石　晴雄
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５７号
新潟市中央区関屋大川前２丁目４番17号シェガロンヌ101、前住所新潟市南区犬帰新田794番地10
破産者　小池　和明
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４０号
山梨県甲斐市大下条194―２　ルーセント大下条１―Ｄ、住民票上の住所山梨県甲府市丸の内２丁目13番９号
破産者　浅川　料夫
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７１号
山梨県甲斐市竜王新町959番地２
破産者　清水　治安
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７３号
広島市西区古江西町14番49―705号
破産者　片山　一夫（旧姓方）
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０５号
広島市安佐北区落合５丁目11番16号
破産者　河野　禮三
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２９号
広島県東広島市八本松町原10320番地23
破産者　土井津代子
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部